

令和元年度 第5回
指定管理者制度第三者評価委員会 結果概要

三和荘及び関連施設について、指定管理者制度第三者評価委員会において審議を行った結果概要は、以下のとおりです。

指定管理施設の概要	施設名： 三和荘及び関連施設 所在地： 福知山市三和町寺尾4番地 指定期間： 令和2年4月1日～令和4年3月31日 所管部署： 地域振興部 三和支所 電話番号 0773-58-3001
指導内容等	<p>(1) 目標値の設定について 事業計画及び業務計画に掲げる売上高、稼働率、販売管理費の削減、原価率の削減等において、目標が高く設定されている。それらの目標を実現する具体的な手立てを更に検討するとともに、施設所管課としても、適正に施設運営がなされているかしっかりとモニタリングを実施すること。</p> <p>(2) 三和荘及び関連施設に求められる役割について 三和荘及び関連施設について、公共施設としての役割、地域の施設としての役割が混然一体となっている。地域住民からの要望や、法人企業等団体の要望、それらのニーズに配慮した公共的な関わり方について等、細かく区分けをして検討する中で、本施設の役割を今後明確に整理していくこと。</p> <p>(3) 施設の可能性について 指定期間が暫定的に2年間設けられた中で、この施設の様々な可能性について、実験的に実施していくこと。テニスコート等スポーツ施設としての魅力、レストランや宴会場の魅力、地場産品を含む物販の魅力等施設の特性をどのように提供していくのか、何が有効的なのか、今後の指定期間の中で検討していくこと。</p>

(4) 次の指定期間における管理について

次期指定期間である2年間において、コンサルティング等の専門家の支援を積極的に受け止め、施設の経営管理をしっかりと実施すること。指定管理者としても自主的に収入と支出の構造について分析を行い、業務改善に向けて、ひとつひとつ見直しを図っていくこと。

(5) 地域との連携について

三和荘及び関連施設に関して今後検討を進める中で地域の方々のご理解が重要であり、地域の中でも議論ができるよう、施設所管課は積極的に情報発信を行い、地域に対して検討材料の提供を行うとともに、地域のご意向も踏まえて、将来における施設のあり方について検討を進めること。